

## 指定給水装置工事事業者の更新

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、山武郡市広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第4条第2号の規定により公示する。

令和8年3月19日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工 事の事業を行う事業所 の名称及び所在地		更新年月日 (有効期限)
				名称	所在地	
指定第398号	作田水道	九十九里町 作田 5208番地	作田 満雄	作田水道	九十九里町 作田 5208番地	令和8年2月2日  (令和13年3月29日)
指定第393号	荏原住宅設備 株式会社	東京都 品川区戸越 六丁目 14番10号	松田 知子	荏原住宅設備 株式会社 成田営業所	成田市 並木町145 - 27 高木ハイツII 1F	令和8年2月9日  (令和13年2月21日)
指定第393号	荏原住宅設備 株式会社	東京都 品川区戸越 六丁目 14番10号	松田 知子	荏原住宅設備 株式会社 市原営業所	市原市 松ヶ島1-16- 19 2F	令和8年2月9日  (令和13年2月21日)